

日医発第 1921 号（地域）  
令和 6 年 1 月 3 0 日

都道府県医師会  
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会  
常任理事 江澤 和彦  
(公印省略)

令和 6 年能登半島地震の被災に伴う巡回診療の医療法上の取扱いについて

貴会におかれましては、令和 6 年能登半島地震への対応にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年能登半島地震の被災に伴う医療法等の取扱いについては、令和 6 年 1 月 9 日付日医発第 1766 号にてご連絡申し上げたところです。

今般上記に加えて、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

巡回診療については、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解されておりますが、今般の被災地の医療提供体制を確保するため巡回診療を行う場合は、厚生労働省通知「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（現行通知は平成 24 年 10 月 5 日付日医発第 664 号（地 I 130）にてご連絡）で定める「医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化を図ることが適当であると考えられる」場合に該当するため、同通知に沿い取り扱って差し支えないとするものであります。

すなわち、巡回診療が病院又は診療所の事業として、当該都道府県内で行われる場合には、新たに診療所開設の手続を要しないものとされます。また、巡回診療の「実施計画」の事後的な提出についても示されております。

さらに、「巡回診療に係る取扱いについて」（令和 5 年 4 月 10 日付日医発第 107 号にてご連絡）にて示されているように、巡回診療通知の記第一の二で示されている回数・日数を踏まえつつ、巡回診療通知に記載の回数・日数を超える回数・日数での運用については、医療提供の機会を確保する必要性が高い状況にある場合に、一定の期間の措置として、認めることとして差し支えないとされております。

以上の取扱いについては、被災地の医療提供体制を確保するための一時的なものであり、通常の手続きを行うことが可能となった場合等は、速やかに通常定められた手続きが行われるよう依頼されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂くとともに、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡  
令和6年1月19日

公益社団法人 日本医師会 殿

厚生労働省医政局総務課長

令和6年能登半島地震の被災に伴う巡回診療の医療法上の取扱いについて  
(周知依頼)

厚生労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般都道府県等からのお問い合わせを踏まえ、令和6年能登半島地震の被災に伴う巡回診療の医療法上の取扱いについて、別添のとおり都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部長宛て通知しております。

貴団体におかれましても御了知いただくとともに、関係者への周知方よろしくお願いいたします。

医政総発 0119 第 1 号  
令和 6 年 1 月 19 日

都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部長 殿

厚生労働省医政局総務課長

令和 6 年能登半島地震の被災に伴う巡回診療の医療法上の取扱いについて

令和 6 年 1 月 1 日の令和 6 年能登半島地震に伴う医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の取扱いについては、「令和 6 年能登半島地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」（令和 6 年 1 月 5 日付厚生労働省医政局総務課長通知）においてお示ししてきてところです。

上記に加えて、今般都道府県等からのお問い合わせを踏まえ、令和 6 年能登半島地震の被災に伴う巡回診療の医療法上の取扱いについて、下記のとおりまとめましたのでお知らせいたします。

なお、これらの取扱いについては、被災地の医療提供体制を確保するための一時的なものであるため、通常の手続きを行うことが可能となった場合又は通常の手続きを行うことが可能となった場合以後にこれらの取扱いが常態化する場合は、速やかに通常定められた手続きが行われるよう取扱いをお願いいたします。

#### 記

- 被災地の医療提供体制を確保するため、巡回診療を行う場合は、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和 37 年 6 月 20 日付厚生省医務局長通知。以下「巡回診療通知」という。）で定める「医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられる」場合に該当するため、当該通知に沿い、取り扱って差し支えないこと。
- また、巡回診療通知の記第二の二の（一）のウにおいて規定する「実施計画」は、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。
- さらに、「巡回診療に係る取扱いについて」（令和 5 年 3 月 29 日付厚生労働省医政局総務課長通知）においてお示ししているとおり、巡回診療通知

の記第一の二で示されている回数・日数を踏まえつつ、巡回診療通知に記載の回数・日数を超える回数・日数での運用については、医療提供の機会を確保する必要性が高い状況にある場合に、一定の期間の措置として、認めることとして差し支えないこと。